

学習支援調査について

- 主体 ●生活クラブ生協・東京
●生活クラブ運動グループ・インクルーシブ事業連合 子育て支援委員会
- 目的 貧困の連鎖が課題となる中、地域で多様な学習支援の事業や活動が行われるよう、先駆的な実践例を調査し、参考とする。
- 調査担当 生活クラブ運動グループ 各地域協議会
- 調査時期 2015年8月～11月
- 調査方法 委託・自主・直営 3つの体制ごとの調査シートに沿い、20項目にわたり、実施機関に聴き取り調査を行った。
- 【質問項目】 事業者／事業開始年月／対象年齢／世帯要件／事業形態／事業内容／実施場所／利用料／実施経緯／スタッフ数／スタッフ担い手／事業につなぐ場／連携機関／スタッフの確保・養成／対象者への参加呼びかけ／利用者数／合格実績／実施による状況変化／工夫している点／課題／これから取り組む団体へのヒント／事業費／（委託の場合）行政所管課
- 回答 37自治体の調査担当から、委託事業20事例、自主事業34事例、直営事業1事例、計55事例の回答があった。委託のうち、生活困窮者自立支援法施行により、新規開始または対象を拡大した事例は、16自治体。概要は次のとおり。
（37自治体には東京都含む。自治体単位で複数調査あり）
- 【事業形態】 「集合型マンツーマン」が最も多く、30事例。次いで、「集合型」14、「マンツーマン」10、「訪問型」5。（1事例に複数の場合あり）
- 【対象年齢】 <委託事業>の場合、「小学生～中学生及び高校生」が最も多く11自治体。「中学生」に特化しているのが8自治体で、市部に多い。<自主事業>も含むと、「中学生」が最も多く、15事例。「未就学～一般」も2事例ある。
- 【世帯要件】 <委託事業>の場合、条件あり。<自主事業>では、条件がないところも多い。
- 【利用料】 すべての<委託事業>を含め、44事例が「無料」。「<自主事業>かつ条件なしで無料」の事例も12ある。利用料が要る場合は、1回100円から32回6万4千円までさまざま。食材費、保険料として別途要する事業もある。
- 【実施団体】 NPO法人22／任意団体15／社会福祉協議会5／社会福祉法人2／株式会社2／市教育委員会1 他（事業ごとの積算）
- 【年間事業費】 <委託事業>の場合 最大1720万円（中野区）
<自主事業で無料>の場合 最大250万円（昭島市）

<子どもの貧困にかかわる社会状況>

- ・日本の子どもの貧困率は、16.3%。6人に1人の約325万人が「貧困」に該当。豊かな先進20カ国のうち、4番目の位置にあり、先進国中最悪のレベル。
(厚生労働省 2012年「子どもの貧困率」による)
- ・中卒者の就職率は56.7%。高卒者の就職率96.7%に比べ著しく低い。
(2012年3月末における厚生労働省調査) →安定した職業に就くには高卒が有利。
- ・生活保護世帯の子どもの高校進学率は89.5%。一般世帯98.2%に比べ10pt程度低い。(2011年4月1日、厚生労働省調べ)
- ・生活保護世帯で育った子どもの4人に1人は、大人になって生活保護を受給。
(関西国際大学道中隆教授による2006年度の調査では、その発生率約25%)

<法整備>

2014年1月 「子どもの貧困対策の推進に関する法律（通称：子どもの貧困対策法）」施行

「貧困」という文言を盛り込んだ初めての法律。子どもたちが、あってはならない状況にあることを認め、「貧困」を政策課題として位置づけた。子どもの貧困は子どもに責任はなく、社会全体で子どもを支えようという考え。子どもの貧困対策を総合的に推進するため「大綱」を政府が作成し、子どもの貧困率や生活保護世帯の子どもの高校進学率などの指標を改善するための施策・教育・生活支援・保護者の就労支援などを定めるとし、国と地方自治体は、貧困家庭の就学や学資の援助、学習支援など教育支援に取り組むこととした。

2015年4月 「生活困窮者自立支援法」施行

生活保護という「第1のセーフティネット」に次ぐ「第2のセーフティネット」としてスタート。これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を、国と自治体で責任をもって行なうことになった。その中の一つの事業として「子どもへの学習支援事業」が位置づけられたが、任意事業であり、国庫補助率が1/2ということもあり、実施には温度差がある。

法律は、以下のとおり、2つの必須事業、4つの任意事業、1つの認定事業を定めている。

【必須事業】

- ①自立相談支援事業 <国庫負担3/4>
- ②住宅確保給付金 <国庫負担3/4>

【任意事業】

- ③就労準備支援事業 <国庫補助2/3>
- ④一時生活支援事業 <国庫補助2/3>
- ⑤家計相談支援事業 <国庫補助1/2>
- ⑥学習支援事業 <国庫補助1/2>

【認定事業】

- ⑦都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の認定